

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
<p>都市計画室 計画推進課</p>	<p>人間ドック、大腸検診等の受診に必要な時間については、職務に専念する義務が免除されるが、受診終了後も勤務に服さない場合は、勤務に服さない時間について年休の取得等が必要である。しかしながら、受診終了後の勤務に服さない時間についても、職務に専念する義務が免除されているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="424 674 1098 1041"> <thead> <tr> <th>職員勤務区分</th> <th>健康診断名</th> <th>取得期間</th> <th>健診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>大腸健診</td> <td>平成30年11月6日</td> <td>午前9時～午後2時30分</td> <td>午前9時～午後5時30分</td> </tr> </tbody> </table>	職員勤務区分	健康診断名	取得期間	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	大腸健診	平成30年11月6日	午前9時～午後2時30分	午前9時～午後5時30分	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (この条例の目的) 第1条 この条例は、地方公務員法第35条(地方独立行政法人法第53条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 一 研修を受ける場合 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【休暇休業制度解説】 ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1142 1535 2119 1755"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条令第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td><u>健康管理</u> ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	根拠	条文	具体例	条令第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	<u>健康管理</u> ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	<p>誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、適正な時間を職務専念義務免除時間とし、残りの時間を年次休暇として処理を行った。 今回の指摘事項の原因としては、申請者が職員健康管理事業におけるサービスの取扱いについて誤った認識を持っていたことにある。 このことから、今回の指摘事項と上記サービスの取扱いについて、室内全職員に周知し再発防止の注意喚起を行った。 また、室内の庶務担当者にて、職務専念義務免除及び各種休暇の承認内容の確認を改めて実施することでチェック体制の強化を図ることとした。 今後は、職務専念義務免除などのサービスの承認処理を行う際には、関係規則等を確認し、適正な事務処理を行う。</p>
職員勤務区分	健康診断名	取得期間	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間															
A	大腸健診	平成30年11月6日	午前9時～午後2時30分	午前9時～午後5時30分															
根拠	条文	具体例																	
条令第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	<u>健康管理</u> ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)																	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年6月18日から同年7月2日まで)